

令和7年度

椎葉民俗芸能博物館AV機器等改修業務 募集要項

1. 委託業務名称

椎葉民俗芸能博物館 AV機器等改修業務

2. 業務目的

本業務は、椎葉民俗芸能博物館の展示環境および施設設備の更新を通じ、地域文化の魅力を高め、来館者の理解促進と快適性向上を図るものである。当館の民俗や芸能を紹介する特性上、展示に数多く使用しているAV機器の刷新、新たな映像コンテンツの制作を中心に改修を行う。

椎葉民俗芸能博物館 展示・施設改修業務にあたり、事業遂行に関する知見、能力、経験等本業務に最も適した者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて選定を行う。本実施要領は、事業者選定に際し必要な事項を定めるものである。

3. 業務概要

(1) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行場所

椎葉村民俗芸能博物館

(4) 契約方法

提案型プロポーザル方式による随意契約

(5) 事業規模(契約限度額)

¥14,316,000 円(消費税を含む)

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示す為のものであることに留意すること。

(6)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、村は、契約金額以外の費用を負担しない。

4. 契約等

(1) 契約の方法

椎葉村財務規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本村と協議のうえ、仕様書および提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、椎葉村プロポーザル方式実施要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本村が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

契約締結後、本村の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 再委託について

(ア)本事業については基本的に協力事業所への再委託を可とする。ただし、応募は代表事業所が一括して行い、協力事業所名および協力事業所との業務配分については提案書に明記すること。

(イ)代表事業所は下記を再委託することはできない。

a. 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定等

b. AV機器改修に係る基本業務等

(ウ)代表事業所は、(イ)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(エ)代表事業所は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が椎葉村暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5. 選定方法および評価基準

(1) 選定方法

定められた期間内に提案書一式を提出した事業所に対して一次書類審査を行う。有識者からなる審査委員会において一次書類審査を行い、選定された事業所に対してヒアリング(プレゼンテーション)による二次審査を行う。なお審査は非公開とし、他社の提案内容および評価については一切公開しない。

(2) 評価基準

別表1「評価基準」のとおり

6. 参加資格要件

- (1)「企業、NPO法人、その他の法人、または共同企業体(本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体)であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)の統制の下にある団体でないこと。」
 - (2)定期的に対面・またはオンラインでの協議ができる者であること。
 - (3)過去に地方公共団体または民間事業者における同事業実施の実績があること。
 - (4)村が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第4条の指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託)を提出し、審査を受けた者であること。また未申請の場合は、提案書提出期限までに指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託)を提出し、審査を完了すること。
 - (5)椎葉村入札参加有資格業者の指名停止に関する要領(平成23年要領第2号)の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
 - (6)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
-

7. スケジュール

- (1)一般公募の開始(ホームページ上にて、実施要領・提出書類様式等の公表)

公募開始 令和7年8月28日(木)

- (2)現地説明会

日程 令和7年9月4日(木)10時30分～11時30分

場所 椎葉民俗芸能博物館

※参加は必須ではない。また参加の有無は評価には含めない。

- (3)質問書の提出

提出期限 令和7年9月8日(月)午後5時(必着)

提出書類 書面(任意様式、A4版)

提出方法 電子メールによる提出とする。宛先は13.問合せ先を参照

- (4)質問書に対する回答

回答期日 令和7年9月11日(木)

回答方法 全事業者へ電子メールにて送信する

(5) 提案書の提出

提出期限 令和 7 年9月22日(月) 午後 5 時(必着)

(6) 一次審査(書類審査)の結果通知

日程 令和 7 年9月26日(金)

通知方法 全事業者へ電子メールと文書にて送信する

(7) 二次審査(プレゼンテーション審査)

日程 令和 7 年 10月2日(木)

場所 椎葉村役場庁舎

時間 提案内容説明:20 分、質疑 10 分 ※詳細は別途通知する。

(8) 選定結果の通知および公表

選定結果は決定後速やかにすべてのプレゼンテーション審査参加者に通知し、また、本村ホームページに掲載する。

8. 提出書類

本業務への提案に係る提出書類及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 企画提案書提出書(様式1)

(2) 提案書

A4判用紙、横書き20 頁以内(表紙及び目次頁は含まない)で、次の内容を含むこととし、目次を設けること。

- 1) 表紙には、タイトル及び提案社名を記載すること。
- 2) 博物館改修業務における貴社の基本的な考え方、方針、重点事項、特長等
- 3) 博物館改修業務における具体的な業務内容と方法
- 4) 業務実施体制(業務責任者・担当者等の体制・役割、経歴・経過年数等)
- 5) 業務工程表
- 6) 貴社が実施した類似事業実績一覧表

(3) 会社概要書

様式は任意とする。(既存パンフレット等可)

(4) 見積内訳書

費用の積算内訳がわかるものを提出すること。(消費税等を含む)

- ・AV機器全般の改修と映像制作に係る費用
- ・サーバー構築やコンテンツプログラム作成に係る費用
- ・作業費用

・年間あたりの維持管理費

(5)提出部数

企画提案書提出書 1 部

提案書 正本 1 部・副本 15 部

見積内訳書 1 部

会社概要書 1 部

9. 提案書の提出方法

椎葉村役場教育委員会社会教育グループへ持参もしくは郵送(令和7年9月12日(金)必着)

宛先 〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

椎葉村役場 教育委員会 社会教育グループ

※電子メールでの提出は不可。

※質問等、応募前の問い合わせ先とは異なるので注意すること。

10. 提案に当たっての注意事項

(1)本提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2)本提案に関する提出物は返却しない。

(3)提出後の提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4)本提案は、選定以外の目的には使用しない。ただし、提出物については椎葉村情報公開条例(平成 13 年条例第 1 号)による公開請求の対象となる。

(5)本提案により採用された場合、提案したすべての内容の契約を保障するものではなく、今後、国の指針等の変更等も視野に入れ、適宜、協議を行い決定していくものとする。ただし、別途業務仕様書に示す内容から逸脱してはならない。

(6)情報の授受はメール・紙媒体での郵送・FAXを想定しているが、通信に関する事故が発生した場合は、本村はいかなる責任も負わない。

(7)本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(8)本業務の報告書及びこれらの成果物を作成する過程で発生する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、すべて当館に帰属する。

11. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載をした場合
 - (2)提出書類に不備があり、補正が困難である場合
 - (3)応募資格に違反している場合
 - (4)その他不正行為があった場合
 - (5)選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める場合
 - (6)他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行う場合
 - (7)事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示する場合
-

12. 契約等

審査の結果、事業者の決定がなされた後、見積価格が本村の設定した予定価格内である場合に契約の締結がなされるものとする。

13. 問合せ先

椎葉村役場 教育課 椎葉民俗芸能博物館 館内改修担当

所在地：〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1822 番地 4

電話：0982-68-7033

メール：shiibamuseum@gmail.com

※提案書の提出先とは異なるので注意すること。